

令和6年4月1日から

相続登記の申請が 義務化されました



Q1 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

A1 相続人は、**不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。
また、遺産分割（相続人間の話し合い）で不動産を取得した場合も、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、遺産分割の内容に応じた登記の申請をしなければなりません。

Q2 相続登記をしない場合にはどうなりますか？

A2 正当な理由がないのに相続登記をしない場合、**10万円以下の過料**が科される可能性があります。

Q3 3年以内の相続登記が難しいのですが...

A3 早期での相続登記が難しい場合、**相続人申告登記**という簡便な手続を行うことで、申請義務を果たすことができます。

Q4 時間がなく、自分で行うのが難しいのですが...

A4 ご自身で相続登記を行うのが難しい場合、**専門家である司法書士に依頼することもできます**ので、ご検討ください。

Q5 自分で行うか、専門家に依頼するか悩んでいるのですが...

A5 司法書士による無料相談（事前予約制）を実施していますので、是非ご利用ください。ご利用をご希望される方は以下の連絡先（京都司法書士会）またはQRコードからご予約ください。



075-585-4113



登記申請はお早めに！

詳細については、京都地方法務局
ホームページをご覧ください

<https://houmukyoku.moj.go.jp/kyoto/>

